令和6年度大型液晶デジタルテレビ賃貸借仕様書

1 業務の目的

岡山市立学校で使用している大型テレビ(主に Panasonic TH-P50G1E)が老朽化しているため、新たに大型液晶デジタルテレビを賃貸借するものである。

2 賃貸借物件の仕様及び数量

仕様書別紙1「賃貸借物件明細書」のとおり

3 設置場所

仕様書別紙2「設置場所一覧」のとおり

令和6年5月末現在の大型テレビの設置場所である。なお教室数の変動等により変更することがあり得る。詳細については、岡山市(以下「甲」という。)との別途打ち合わせによるものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで(岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年市条例第78号)に基づく長期継続契約)

ただし、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、岡山市(以下「甲」という。)は本仕様書に基づき賃貸借契約を締結するもの(以下「乙」という。)と協議の上で契約を変更し、又は解除することができる。

5 履行準備期間

契約締結日から令和6年12月31日まで 乙は、上記期間内に賃貸借物件を搬入・設置すること。

6 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

7 搬入・設置作業等

(7-1) 作業体制、スケジュールの作成

乙は、契約締結後、速やかに作業体制を整備し、搬入・設置計画書及び賃貸借物件明細書を作成し、甲の承認を得るものとする。

スケジュールについては、甲及び学校と日程調整をし、搬入・設置の10日前までに甲へ 予定日時をメールで提出すること。なお、学校にはあらかじめ日時を連絡のうえ、搬入・設 置すること。

すべての作業において、学校の教育活動および児童生徒の安全確保を最優先する。そのた

め、余裕をもったスケジュールを計画すること。特に運動会や文化祭などの学校行事と搬 入・設置作業が被らないように注意すること。

スケジュールに変更があった場合は、その日のうちに変更した工程表を本市にメールで 提出すること。

学校への搬入・設置作業開始後は、毎日メールにて入校報告・退校報告および作業内容報告を行うこと。

(7-2) 作業内容

既存の大型テレビは取り外して、学校が指定する場所(校内)まで移動すること。 設置は仕様書別紙2「設置場所一覧」、仕様書別紙3「設置場所写真」のとおり。

「教室備え付けの棚」については、大型液晶デジタルテレビにテレビスタンドを装着して棚の上に設置すること。

「テレビ台(黒色)」はメーカー名の記載がなく、規格は不明。背面の金具で固定するだけのしくみになっており、そのままでは不安定なため、テレビスタンドを装着してテレビ台の上に設置すること。

「テレビ台 (灰色)」はコクヨ製のテレビ台。背面の金具に固定設置するため、テレビスタンドは不要と想定している。

「テレビ台(学校購入)」にはテレビスタンドを装着してテレビ台の上に設置すること。 「テレビ台(学校購入)」の準備が間に合わず、設置作業不要となった場合には段ボール 箱に入れたままの状態で搬入すること。

設置終了後に動作確認を行うこと。

※HDMI ケーブル接続により、本市が採用している学習者用端末 (Chromebook Y1 型番 PC-YVE11Y21A4J2)) でミラーリングできるか確認すること。なお、学習者用端末は、甲により貸与する。

※電源は既設の電源コンセント、OA タップからとること。

仕様書別紙4「大型液晶デジタルテレビ配備完了報告書」を受領し、甲へ提出すること。 設置予定場所に何らかの設置物(移設可能なもの)がある場合、学校の管理職の承認を得 て移設すること。

不要な梱包材は乙が持ち帰り、処分費用は乙が負担するものとする。

物件の搬入・設置に要する費用は、乙の負担とする。

搬入、設置等、一切の作業を含む。

搬入・設置作業の詳細は受注後、本市と協議すること。

(7-3) 注意事項

作業内容を考慮し、全拠点に期間内に設置できるスケジュールおよび人員配置体制を構築すること。

学校における搬入・設置作業は、平日の放課後に行うものとする。(18時以降に作業を

行う場合や、やむを得ず土日に作業を行う場合には、必ず学校側の了承を得ること。)

物件の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があった場合は、速やか に解決すること。初期不良の場合は、すぐに新品と取り替えること。

物件の梱包材や配線の際に発生した廃資材などは引き取って処分すること。

物件は丁寧に扱うこと。物件が入った梱包材を投げたり、落下させたりしないこと。

説明書などの添付品は、本市の指示により、「学校に納品するもの」「岡山市教育研究研修 センターに納品するもの」「引き取って処分するもの」の3種類に区分すること。

作業中に不測の事態が生じた場合、一次対応を行った上で、本市の指定する連絡ルートに 従い、早急に連絡を行い、本市の指示に従うこと。

作業中に、乙の瑕疵により本市の資産(校舎設備・各種備品等)を破損または類する事態が発生した場合、一次対応後、早急に本市へ報告し、本市の指示に従うとともに、乙の責任において復旧を行うこと。その際の復旧条件は、本市および学校長と協議すること。

作業中は、児童生徒への安全面に対し、細心の注意をはらうこと。

トラックや車で来校する場合、事前に学校の管理職へ連絡し、「車種」「台数」「訪問人数」を伝えるとともに、駐車場所や留意事項の指示を受けること。

校門付近に学校職員や安全管理員がいる場合、その指示に従うこと。

トラックについて、校門内では安全を確認する者を誘導者として置き、かつ最徐行する。

入校時、必ず学校の管理職に「会社名」「用件」「作業人数」を報告すること。また、その 日の作業リーダーの名刺を管理職に渡すこと。退校時も、必ず管理職に退校の旨を報告し退 校すること。

入校の際には、玄関付近に設置されている来校者名簿に記名するとともに、学校が用意している「来校者」名札を着用すること。また、その名札とは別に、学校で作業する者は、「業務名」「会社名」「氏名」を記載した名札をつけること。

物品や資材の一時的な保管場所を学校に依頼してもよいが、その際には、ブルーシートを 用意すること。

校内において、作業時に物品や資材を廊下等に一時的に置く場合は、学校の管理職の許可 を得るとともに、コーンとコーンバーで囲い、児童生徒に危険が及ばないようにすること。

工具などは置き忘れがないように留意すること。

学校の管理職の指示に基づき、状況にあわせて適宜安全対策を実施すること。

作業を行うにあたり、石綿等関係法令を順守すること。

作業終了後は、梱包材等を搬出し、移動した机等を元に戻した後、作業完了を甲あてに報告すること。なお、甲が不要と判断する物件の梱包材や添付品等は、乙において引き取ること。このうち賃貸借期間満了後に返却が必要なものは、乙で保管するものとする。これらの保管費用は乙の負担とする。

乙は、作業実施に当たって、甲及びこの業務に関連する他の業務の受託者と十分に協議し、 相互の連携と協調を図り作業を進めるものとする。

8 その他の留意事項

賃貸借物件は、本契約に係る入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ 未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。 完全調整後、使用可能な状態で期限内に引き渡すこと。

乙が賃貸借物件を賃貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、甲と事前協議を行うこと。

賃貸借物件は、メーカー、型式、品番等が統一されていること。

賃貸借物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。

賃貸借物件について、甲の要請に応じて設定等の操作説明を行うこと。

賃貸借物件には、甲が指定する事項を記載したシールを貼ること。なお、様式については、 事前に甲と協議すること。

9 保証

賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、乙は速やかに故障の状況に応じて、部品の交換や代替機器との取り替え等を無償で行うとともに、賃貸借物件設置の初期状態まで復旧すること。

リコール等、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証 期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて 部品の交換や代替機器との取り替え等を無償で行うとともに、賃貸借物件設置の初期状態 まで復旧すること。

修理にかかる送料は負担すること。送料には岡山市とメーカー間の往復分の送料、再設置 費用を含むものとする。

破損、落下、水没による故障は無償修理の対象外である。

メーカー保証期間が1年間の場合、2年目以降の修理費用は有償となる。

10 修理

本賃貸借契約には物件の保守業務は含まれていない。

メーカー保証期間終了後に、賃貸借物件において故障、機能停止等の異常が発生した場合は、甲からの指示に基づき、乙が指定した業者が有償にて修理対応を行うものとする。

障害発生時の連絡先や体制を明記した体制図を賃貸借期間開始までに甲へ提出すること。

乙は、修理業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、乙の責任により処分すること。

乙は、物件に関し、迅速な修理体制を整備すること。

乙の障害対応要員の派遣費用、作業費用及び修理に必要な部品費用等を甲に対して請求 することができるものとする。

11 動産総合保険

物件には、乙の負担において動産総合保険(新価保険)を付すること。賃貸借期間中はいつでも保険事故修理費用のうち取得価格までは保険金が充当されること。なお、修理費用が保険金額を上回る場合には甲の負担とする。

12 賃貸借期間満了後の撤去

賃貸借期間満了後、乙は直ちに配置した物件をすべて回収・撤去すること。回収・撤去には、設置場所(各学校、各教室)にあるテレビ台等からの取り外し作業も含まれる。 設置場所からの物件の回収・撤去に要する費用は、乙の負担とする。

13 その他

本仕様書に記載がなくても、物件の搬入・設置及び回収・撤去に一般的に必要となる作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。

契約締結後、物件の仕様等を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。

14 支払方法

当該物件の賃貸借期間における総額を60等分した金額を月額賃貸料とする。ただし1 円未満の端数が生じるときはその分を最初の支払い月に支払うものとする。当月分を甲に 請求し、30日以内に支払うものとする。なお最終回の支払いは、賃貸借物件の撤去が完 了し、甲による検査に合格したときに乙は賃貸料を請求することができるとする。

15 別途協議

仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。